

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中「指導官」を

「指導官
広報官」に、

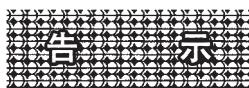
「交通管制官」を

「特殊詐欺実態解明指導官
交通管制官」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

人事委員会事務局



長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3723番の258地先から下伊那郡阿南町新野3723番の2地先まで	旧	7.7~17.2	0.1106
同上	新	10.2~40.8	0.1106

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野豊野線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字徳間字本堂原1069番の6地先から長野市大字西三才2336番の2地先まで	旧	6.9~11.5	0.6190
同上	新	14.5~30.9	0.6190

- 2(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 杉野沢黒姫停車場線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字野尻字上山桑2090番の184地先から上水内郡信濃町大字野尻字上山桑2090番の100地先まで	旧	4.9~20.4	0.4608
同上	新	8.5~31.5	0.4608

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県北信建設事務所長 丸山進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七曲西原線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字住郷字梨ノ木2222番の2地先から下高井郡木島平村大字住郷字西原1583番の1地先まで	旧	4.7~6.9	0.3592
同上	新	9.3~9.3	0.3592

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

1 路線名 151号

2 供用を開始する区間

下伊那郡阿南町新野3723番の258地先から

下伊那郡阿南町新野3723番の2地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年3月15日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月15日

長野県長野建設事務所長 下里巖

1(1) 路線名 長野豊野線

(2) 供用を開始する区間

長野市大字徳間字本堂原1069番の6地先から

長野市大字西三才2336番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年3月15日

2(1) 路線名 杉野沢黒姫停車場線

(2) 供用を開始する区間

上水内郡信濃町大字野尻字上山桑2090番の184地先から

上水内郡信濃町大字野尻字上山桑2090番の100地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年3月15日

道路管理課

選告示第7号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和3年3月15日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

「	34,725	」	34,689
	317,027		316,804
	111,099		110,994
	72,048		72,020
	46,024		46,012
	19,415		19,366
	43,894		43,810
	13,632		13,612
	19,099		19,079
	11,734		11,723
	18,455		18,421
	8,985		8,976
	18,130		18,087
	7,730		7,718
	6,407		6,372
	21,554		21,551
	18,521		18,496
	39,626		39,616
	21,027		21,003
	8,320		8,314
	27,290		27,281
	6,780		6,764
	22,672		22,668
	7,598		7,567
	8,705	」	8,699

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第26号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

令和3年3月15日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第27号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号）を次のとおり解除しました。

令和3年3月15日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

1 対象水域

野尻湖

2 対象魚種

オオクチバス、コクチバス

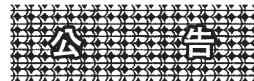
3 解除の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

長野県新文書管理システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部情報公開・法務課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和3年2月18日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日本電気株式会社 長野支店

(2) 所在地 長野市栗田991-1

5 落札金額

64,079,400円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和2年12月3日

情報公開・法務課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和3年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 契約に係る物品等の名称及び数量

非滅菌手袋 280万枚

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県健康福祉部感染症対策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 契約の相手方を決定した日

令和3年1月21日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社長野製作所

(2) 所在地 千曲市桜堂483-1

5 契約金額

44,660,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項
第5号

感染症対策課